

資 料 提 供	
令和2年1月31日	
担当課 (担当者)	財政課 (塗師木)
電 話	0857-26-7043

令和2年2月臨時議会付議案

議案第 1号 令和元年度鳥取県一般会計補正予算(第4号)

国の補正予算に伴う事業等の追加を行うための補正予算である。

(概 要)

①歳入歳出予算の補正

【予 算 額】	補 正 前 の 額	3 5 3, 2 7 6, 9 8 8千円
	補 正 額	1 6, 2 4 2, 8 2 7千円
	補 正 後 の 額	3 6 9, 5 1 9, 8 1 5千円

【補正額の財源内訳】	分担金及び負担金	1 3 8, 2 1 6千円
	国庫支出金	9, 0 9 6, 8 2 1千円
	繰入金	7 4, 0 0 0千円
	繰越金	8 0 8千円
	諸収入	2 3 9, 9 8 2千円
	県債	6, 6 9 3, 0 0 0千円

②継続費の補正

変更 1件

③繰越明許費の補正

新規 65件 変更 1件

④債務負担行為の補正

追加 9件

報 告 事 項

報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和元年12月28日専決)

(農林水産総務課)

和解の相手方：八頭郡八頭町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 28,261 円（県過失 2 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和元年 10 月 3 日、東部農林事務所八頭事務所の職員が、公務のため軽貨物自動車で駐車場内を走行していたところ、前方から右折してきた和解の相手方所有の小型乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和元年12月28日専決)

(企業局経営企画課)

和解の相手方：米子市 法人

和解の要旨：県は、損害賠償金 167,589 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和元年 8 月 30 日、企業局西部事務所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、駐車場内で後退した際、左側の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方使用の小型乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。

(3) 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例 (令和元年12月28日専決)

(病院局総務課等)

議会の同意を要する賠償責任の免除について定めた規定中引用する地方自治法の条項を改めるものである。

[令和2年4月1日施行]

(4) 鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例 (令和2年1月10日専決) (警察本部生活環境課)

古物営業の許可証の書換えに係る手数料の徴収について定めた規定中引用する古物営業法の条項を改めるものである。

[令和2年4月1日施行]

(5) 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

(令和2年1月16日専決) (医療・保険課、会計指導課)

覚せい剤取締法の一部改正に伴い、鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例及び鳥取県手数料徴収条例の規定中、引用する覚せい剤取締法の用語を改めるものである。

[医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行]

(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和2年1月20日専決)(警察本部監察課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 244,598 円(県過失 10 割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和元年8月9日、浜村警察署の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、路外駐車場から道路に進入しようとした際、前方の注意を怠ったため、先に発進し左折途中で停止した和解の相手方所有の小型乗用自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和2年1月21日専決)(警察本部監察課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、人身損害に対する損害賠償金 890,729 円を和解の相手方に支払う。また、和解の相手方は物的損害に対する損害賠償請求権を行使しないものとし、県は、物的損害に対する損害賠償金を支払わない。(県過失 8 割 5 分)

事故の概要：平成 30 年 12 月 20 日、鳥取警察署の職員が、公務のため軽特種自動車(パトカー)を運転中、交差点を直進する際、右方の安全確認が不十分であったため、右方道路から進行してきた和解の相手方所有の自転車と衝突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方が負傷したものである。

(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和2年1月21日専決)(警察本部監察課)

和解の相手方：甲 米子市 個人

乙 境港市 個人

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金 445,169 円を甲に、人身損害に対する損害賠償金 47,538 円を乙に、それぞれ支払う。(県過失 10 割)

事故の概要：令和元年5月10日、米子警察署の職員が、公務のため普通特種自動車(パトカー)を運転中、和解の相手方乙が運転する和解の相手方甲所有の普通乗用自動車を追突した際、前方の注意を怠ったため、赤信号により停止した同車両に追突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方乙が負傷したものである。

(9) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(令和2年1月30日専決)(市町村課、医療政策課)

医療法施行令の一部改正に伴い、医療法に基づく事務について定めた規定中引用する医療法施行令の条項を改めるものである。

[令和2年4月1日施行]

(10) 鳥取県暴走族根絶条例の一部を改正する条例(令和2年1月30日専決)(くらしの安心推進課)

事業者の責務について定めた規定中引用する道路運送車両法の用語を改めるものである。

[道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日から施行]

報告第2号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について(産業振興課)

地方独立行政法人法第 54 条第 2 項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について報告する。

令和2年1月1日現在 49人